

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	5	<p>【勇払川西通りまでの車道4車線化～沼ノ端小学校間の国道と歩道の整備】 沼ノ端中央町内会</p> <p>1丁目に大東開発(株)による大規模な宅地造成が開始され、それに伴う人口増が予想される。道道から国道234号線へ入る際、4車線から2車線への車線減少とコンビニへ出入りする車の増加で、歩行者の危険が高まっている。また、朝夕のラッシュ時には渋滞が長時間続いている。渋滞待機時のごみ不法投棄解消の為に、渋滞緩和の方策を関係機関に強く要望してほしい。</p>	<p>勇払川西通り～沼ノ端小学校間の国道整備(4車線化)につきましては、国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「交通量や渋滞等の交通状況を総合的に勘案しつつ、渋滞緩和の方策を引き続き検討してまいりたい」と伺っております。</p> <p>現時点におきましては、国道234号と道道上厚真苦小牧線の交差点内に、指導線と呼ばれる交通の流れを安全に導流する白色の破線を設置しておりますが、市といたしましても、引き続き交通状況を注視しながら安全で円滑な道路交通が保たれるよう要望してまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	6	<p>【未舗装道路の整備】 沼ノ端中央町内会</p> <p>未舗装道路の早期整備、および、簡易舗装の損傷部分修理を望む。</p>	<p>未舗装道路の早期整備につきましては、沼ノ端中央及び東開町におきまして、今年度は3路線、総延長約210mの整備とともに、沼ノ端駅通(シンボルロード)の整備にも着手しておりますが、今後も引き続き現地調査の上、少しでも御要望にお応えできるよう整備を進めてまいります。</p> <p>また、簡易舗装の損傷部分修理につきましては、引き続き道路パトロールや地域情報を元に、適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課 道路河川課
	都	7	<p>【明野川改修工事の促進】 沼ノ端中央町内会</p> <p>沼ノ端地区の雨水対策上、明野川の事業促進を図っていただきたい。引き続き、全面改修の実施を要望する。</p>	<p>明野川改修工事の促進につきましては、明野川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から「平成26年度に国道36号までの暫定掘削を完了しており、現在は河底に溜まった土砂を取り除く作業や草刈り等の維持管理を定期的に行っておりますが、今後の本改修につきましては、下流側の安平川の改修計画との整合を図りながら検討してまいりたい」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、本市における重点要望事項として、明野川における早期の本改修を継続して強く要望していくとともに、地域の安全・安心のため、1年でも早く実施していただけるよう、地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	8	<p>【右折専用路線の設置について】 東開町内会</p> <p>臨海北通り(片側3車線)から国道234号線(片側2車線)になっています。南企業団地に入る信号付き交差点に、右折専用路線を設けていただきたい。 企業団地に曲がる車があると、各ドライバーが予測して左側に並ぶため渋滞になっている。</p>	<p>御要望の右折専用レーンの増設につきましては、国道234号の道路管理者である、北海道開発局室蘭開発建設管理部から「渋滞状況や交通事故状況、自動車交通量などを総合的に勘案しつつ、右折専用レーン設置について検討してまいりたい」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、安全で円滑な道路交通の確保に向け、北海道開発局に対し地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	9	<p>【ウトナイ小学校通学路(勇の原橋)の渋滞対策について(新規)】 ウトナイ町内会</p> <p>雨天時等に自家用車で児童を送迎する車両が多く、国道234号から勇の橋に向かう車両が小学校へ右折する際に、右折待ちになり渋滞を招いており、直進の車両も通行することができない状況のため、右折レーンの整備を求めます。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望の右折レーン整備につきましては、抜本的な対策として勇の原橋の架替えが必要となり、現時点では難しい状況でございますが、市といたしましては、地域要望を踏まえ雨天時等の送迎時間帯における交通量調査を行うとともに、現道の車道幅員内で区画線(白線)による右折車線相当幅員の設置が可能となるよう、検討を進めてまいります。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 御要望の右折レーン整備につきましては、抜本的な対策は勇の原橋の架替えが必要となり、難しい状況でございますが、今年から、<u>現道の車道幅員内で区画線(白線)による右折車線相当幅員の設置を進めてまいります。</u></p>	B A	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	10	<p>【勇払自治会での地域重点課題①】 勇払自治会</p> <p>勇払橋の早期改善、改修工事の実施を要望します。</p>	<p>勇払橋につきましては、北海道が管理する二級河川安平川の河川改修計画に基づく形状で架け替える必要がございます。</p> <p>安平川河川改修計画は、河道内調整地の整備をはじめ、河口部における河道拡幅や築堤整備を実施することとされており、勇払橋の架け替えには、この河川改修計画との整合性や事業化のタイミングを図る必要がありますので、引き続き、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部と協議を行いながら、検討を進めてまいります。</p> <p>また、勇払橋は平成25年度に長寿命化対策改良工事(耐震補強、補修等)を実施しておりますが、今後も継続して日常の定期点検を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
★	都市	11 14	<p>【勇払自治会での地域重点課題②】 勇払自治会</p> <p>道道勇払⇔沼ノ端間の歩道の延長(勇払開拓史跡公園から勇払マリーナまでの間)と街路灯の設置促進を要望します。</p>	<p>道道苫小牧環状線(勇払-沼ノ端間)における歩道の延長につきましては、道路管理者である北海道室蘭建設管理部から、「JR日高線と勇払跨線橋における用地の兼ね合いから、歩道は未整備となっておりますが、歩行者の利用状況を含め、整備手法など検討を行ってまいります」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、安全で円滑な歩行空間の確保に向け、北海道に対し地域の声をお伝えしてまいります。 (道路河川課)</p> <p>道道苫小牧環状線勇払沼ノ端間の未設置区間の街路灯の設置につきましては、関係部局と連携し、道路管理者である北海道室蘭建設管理部に要望してまいります。また、市として防犯灯設置につきましては、防犯灯本体のほか電源供給に必要となる電線や電柱等の設備を、市で全て整備する必要があり、費用が膨大となることから、早急な対応は難しいものと考えております。当区間は車歩道ともに照明がなく暗い状況ですので、まず街路灯の設置を働き掛けてまいります。 (市民生活課)</p>	B B	都市建設部 道路河川課 市民生活部 市民生活課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	都	12	<p>【勇払自治会での地域重点課題⑤】 勇払自治会</p> <p>安平川河口の閉塞防止対策の促進を要望します。</p>	<p>安平川河口の閉塞防止対策につきましては、二級河川安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から、「河口の閉塞対策として、現在、北海道で年1回以上の掘削を行っておりますが、台風や低気圧の接近により、閉塞する恐れがあるため、水位計の確認とともに、現地パトロールを行いながら、引き続き状況に応じ緊急掘削を行ってまいります」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、本市における重点要望事項として、安平川における早期の本改修を継続して強く要望していくとともに、地域の安全・安心のため、1年でも早く実施していただけるよう、地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	14	<p>【小泉の沢川河口の適切な対応について】 糸井南町内会</p> <p>小泉の沢川の河口付近は、砂の堆積により河水の流れが滞り気味になっています。市役所への問合せ時の対応は、3日ごとのパトロール時に現状を把握し対応する態勢になっているとのことでした。しかしながら気象条件はいつ何時変化が起きるか予想しにくく、それからの対応では後手に回ると考えられます。よって近隣住民の不安等を取り除く危機管理の観点から、適切な対応を願います。</p>	<p>小泉の沢川河口の対応につきましては、パトロールを毎月2回実施し、河口部の潮位や波浪、河川の水量バランス等で河口部の砂は常に変動している状況を把握しております。抜本的な改善策として導流堤と呼ばれる大規模な施設を海側に設置する必要がありますが、それでも条件によっては河口に砂が堆積する可能性がございます。</p> <p>市といたしましては、今後もパトロールの継続とともに、水位変動の確認を行いながら、水や砂の堆積状況を把握し、危険な状況となる前に、河口部の掘削などを行い、近隣住民の方々の不安解消に努めてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	15	<p>【中央IC開通後の交通量の問題】 新中野町内会</p> <p>緑跨線橋が開通すると、北方面への交通が大変便利になり心待ちにしております。その後、苫小牧中央ICが開通し、札幌・室蘭方面の交通が便利になり大変喜んでおりますが、緑跨線橋の下に位置している新中野町は、喜びの反面不安も増しております。それは交通量の増加が予想されるからです。苫小牧の地理的に、東IC利用者の半分以上、フェリー港を使用する乗用車・大型車は100%・西IC利用者も同じことが言えると思います。又、フェリーを利用する大型車は、乗船1時間前とか集中して通行することが予想されます。緑跨線橋を降りた交差点は子供たちの通学路と共に、新中野町の住民が1番利用する道路です。中央ICが開通する前に対策を検討していただきたい。もう1点、大雨時ですがこの交差点は、大雨の時、36号線から雨水が流れて来、緑跨線橋から流れて来、左右を病院に囲まれ、交差点が冠水することを何度か経験しております。排水口・大型の排水柵を埋める等何か対策を今のうちに打っていただきたい。交通量の増加を悩んでいるうえ、大雨時の道路・歩道の冠水では、新中野町は身動きできません。</p>	<p>御要望の箇所につきましては、国道276号(支笏湖通り)の道路管理者である、北海道開発局室蘭開発建設管理部から「歩行者等における安全確保の観点から、滋賀県大津市において発生した痛ましい事故等を踏まえ、当該区間においても必要な安全対策を実施してまいりたい」と伺っております。</p> <p>また、取付道路である東側の市道(新中野3条線)の歩道改修予定や児童の通学時において市の交通安全指導員を配置するなど、国道の道路管理者である北海道開発局と市が連携した、安全対策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>また、大雨時における雨水対策につきましても、北海道開発局から「緑跨線橋の架替工事と合わせ、交差点内の改良舗装工事を行う」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、安全で円滑な道路交通の確保に向け、地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
★	都 環	18 2	<p>【環境美化活動事業計画と道路縁等の草刈りのやり方について】 すずらん町内会</p> <p>今年も、町内にある公園や遊歩道の草刈りが行われています。 しかし、公園や遊歩道に接する道路縁や歩道の草刈りは行われていません。 なぜ、同時に草刈りが行われないのか、時期をずらして道路縁などの草刈りを行うのであれば、先に草刈りの終わった遊歩道等の草も伸び始めているところもあるなど、いつも疑問に感じているところです。 地域住民の中には、自宅前の草が伸び放題では余りにも見苦しく感じ、せめて自宅前だけでもとの思いで、それぞれが道路縁や歩道の草刈りを行っています。 ところで、毎年、町内会から市に対し、「環境美化活動事業計画書」を提出し、これに対し、市からの「助成金」が交付されています。 事業計画の項目の中には、地域における「環境整備」や「町内の環境美化に係る活動」があり、この項目には、町内の草刈りも含まれるのではと思います。しかし、この草刈りの範囲は、何処までのことを指すのかははっきりしていません。あくまでも住民の住宅前道路縁等だけなのか、管理者不在の空き地周辺までなのか。 市では、同時に道路縁等の草刈りを実施しないのは、ただ、担当部署が異なる上、業者への業務委託時期が異なるためなのか、あるいは町内会によるこの環境美化活動事業計画との兼ね合いから、できれば町内会に道路縁等の草刈りを行ってもらえると考えているのかどうか、伺いたいと思います。</p>	<p>日頃より、地域の皆様には御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。 環境美化活動事業については、生活環境の美化及び保全を目的とし、町内会が行う大掃除やごみステーション周辺の環境整備などに対し助成しており、ごみステーション周りに限らず幅広く活用していただければと考えております。 なお、環境美化活動助成金について、御不明な点等ございましたらゼロゴミ推進課(55-4266)までお問合せをお願いします。 また、道路等の草刈り作業は、基本的に市が行い、各地区ごとに道路や河川等の順番を決めて行っておりますが、御指摘の草刈り時期のずれにつきましては、極力、効率的に作業が進められるよう努めてまいりますので、御理解をお願いします。</p>	B	<p>都市建設部 道路維持課</p> <p>環境衛生部 ゼロゴミ推進課</p>

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	19	<p>【美園町2丁目5番付近の生活道路の窪みについて】 美光町内会</p> <p>美園町2丁目5番付近の生活道路ですが、全体的に窪んでいるためか、雨天時になかなか水が引かずに大きな水溜まりとなることが多く、住民も不便さを感じているところですが、この修復等はできないものか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望の泉美園1条線につきましては、現地調査を行っており、今年度に水溜まりが解消するよう舗装で補修を予定しております。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 泉美園1条線は、令和元年10月上旬に舗装補修工事を完了しました。</p>	A A	都市建設部 道路維持課
	都	20	<p>【除雪対策について(昨年同様の要望を継続する)】 日の出三光町内会</p> <p>(1) 除雪車で除雪をした雪を交差点に堆積をされることで、交差点での見通しが悪く車両の接触事故も発生しており交差点に雪を堆積しないでほしい。また、交差点内に堆雪する箇所は毎年度同一の箇所であり、リスト化し早急に排雪していただきたい。</p> <p>(2) 生活道路の除雪につきましては、これまでも除雪担当事業者の方々のご努力をいただいているところでありますが、特に生活道路の除雪につきまして通行車両が交差できる等丁寧な除雪を要望いたします。 また、通学路の除雪につきましては、子供たちの通学時間前に丁寧な除雪を行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 (1)の要望につきまして、本市の除雪は、限られた時間内での作業となることから、かき分け除雪(雪を道路の左右にかき分ける方式)を採用し、車両や歩行者の通行の確保を最優先として行っております。 このため御自宅の前の路肩や歩道などに雪が残ってしまいますが、極力皆様の御不便とならないよう、除雪機械で交差点の角や公園の周囲、空地などに運び堆雪している状況です。 また、雪山が高くなり、見通しが悪いなど通行に支障のある場合には、高さを削り落としたり、排雪を行うなど随時対応しております。積雪量などにより堆積量も変化することから道路パトロールなどにより、安全対策に努めてまいります。</p> <p>(2)の要望につきまして、生活道路の除雪につきましては、かき分け除雪を行っているため、道路幅員によっては冬季間の道幅が狭くなることを御了承願います。 御指摘の件につきましては、各地区の除雪担当者を集めた「ブロック会議」において、丁寧な除雪を心掛けるよう、また通学路の除雪は、判断・指示を迅速に行い、できるだけ通学時間前に完了するよう指導してまいります。 また、今年度より、除雪車運行管理システム導入を予定しており、除雪車の作業位置と進捗状況をリアルタイムで管理できることから、効率的な除雪作業ができるよう努めてまいります。</p> <p>(次ページへ)</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
				(前ページより) 【令和2年3月末時点回答】 <u>(2)の要望につきまして、令和元年11月に行った「ブロック会議」において、地区業者に周知を行いました。</u>	B	
	都	21	<p>【住宅街交差点にドット線引きのお願い】 明野柳町内会</p> <p>当町内会では、3年前より住宅地内交差点にドット線を引いてもらい安全確認の成果が得られ交通事故防止に役立って町民から喜ばれています。しかしまだ出合い頭の事故も起きているのが現状です。まだ交差点に、何もラインがない所も多数あり又消えて確認しづらい所もあり出合い頭の事故につながります。町内会の調査資料も昨年提出していますので、引き続きドット線の整備をお願いいたします。</p>	<p>ドット線につきましては、毎年、全市的にいただく御要望の中から優先順位を決め、順次設置を行っているところです。</p> <p>明野地区につきましては、これまでもドット線の新設や引き直しを行っており、今年度も数箇所を設置を予定しております。</p> <p>引き続き町内会の御意見を伺い、関係機関と協議を行いながら対応を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	22	<p>【住宅地内の生活道路交差点にドット線表示の要望】 新開明野元町町内会</p> <p>現在ドット線は町内全域ではなく一部で終わっている。今後、計画的に住宅内交差点にドット線の表示をお願いしたい。特に小学校通学路を優先に表示できないでしょうか。</p>	<p>ドット線につきましては、毎年、全市的にいただく御要望の中から優先順位を決め、順次設置を行っているところです。</p> <p>明野地区につきましては、これまでもドット線の新設や引き直しを行っており、今後も、現地調査を行い引き続き町内会の御意見を伺い、関係機関と協議を行いながら対応を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	都	26	<p>【沼ノ端歩道橋と周辺歩道の改修】 沼ノ端中央町内会</p> <p>沼ノ端歩道橋の亚克力製の窓は、経年の傷みなどで通行環境が悪化しており、特に婦女子にとって、危険と不安が大となっている。防犯上や美観上からもガラス張りにするなどの改善と、年々増加する大型車両から児童を守るためにも、沼ノ端小学校校門前までのガードレールの設置をお願いしたい。</p>	<p>道路を管理する胆振総合振興局室蘭建設管理部 苫小牧出張所から、「沼ノ端の横断歩道橋は、昨年度は出入口付近の亚克力製の窓を補修し、引き続き補修を予定しています。また、ガードレールの設置につきましても、通学路の交通安全対策として、苫小牧出張所管内全体で、設置に向け検討しています。」との回答をいただいております。市としても、引き続き地域の声が届くよう要望してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	27	<p>【国道234号線両サイドの除草】 沼ノ端中央町内会</p> <p>国道234号線跨線橋両サイドの雑草の繁茂が激しい。沼ノ端小学校から跨線橋までの間で歩行の妨げや景観を著しく害しているため、定期的除草をお願いしたい。</p>	<p>道路を管理する北海道開発局室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所から、「国道234号の除草については、法面等の雑草繁茂による道路の建築限界内の通行の安全確保や、運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性を確保するため除草を行い維持管理してまいります。」と伺っております。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	28	<p>【除雪体制の充実】 沼ノ端中央町内会</p> <p>他の町内会と比較して、除雪に対する対応の遅さ、作業の質の低さの苦言が町内会宛に届いている。一層の善処をお願いしたい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 本市の除雪は、市内全域を11ブロックに分け、昨年度は除雪業者61社、除雪車両174台の体制で実施しており、沼ノ端中央町内会のある9地区では、9社13台体制で行っているところです。 御指摘の件につきましては、全除雪業者を対象とした「除雪会議」や地区業者ごとに行う「ブロック会議」の中で、少しでも御要望にお答えできるよう、検討してまいります。 また、今年度より、除雪車運行管理システム導入を予定しており、除雪車の作業位置と進捗状況をリアルタイムで管理できることから、効率的な除雪作業ができるよう努めてまいります。 今後も皆様の御協力を賜りながら、より良い除雪を行ってまいります。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>令和元年11月に行った「ブロック会議」において、地区業者に周知を行いました。</u></p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	29	<p>【歩道における看板の設置について】 二区町内会</p> <p>駅通りの歩道にて24時間店舗前に看板を置いているお店があり、歩行時に邪魔です。</p>	御要望の、駅前本通線歩道部分にある看板など支障物件につきましては、所有者を調査し撤去していただくようお願いしてまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	30	<p>【寿町1丁目路上の段差を整備】 大町寿町内会</p> <p>寿町1丁目1～17より汐見通りに抜ける道路の路面の段差がひどい為平らな路面に補修して頂きたい。</p>	御要望の、道路の補修につきましては、通行の支障とならないように、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
★	都環	319	<p>【寿町1丁目、2丁目の雑草、空き地の草刈】 大町寿町内会</p> <p>寿町1丁目2-1の裏の空き地の草刈りをお願いいたします。</p> <p>寿町2丁目1-21まるぜんストアーより2丁目1-14から国道までの間の雑草の除去。</p> <p>寿町2丁目1-14～2丁目3-14ミツワクリーニングまでの間。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 【寿町1丁目2-1の裏の空き地について】 空き地の管理者は、「苫小牧市空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」に基づき、空き地が雑草等の繁茂する管理不良の状態にならないよう常に適切な管理をするよう努めなければなりません。(取組状況) 6月中旬の市内一斉空地調査時には、草刈りが必要と判定し、6月24日付で土地所有者に対して指導文書を送付しました。その後、7月下旬の2回目の調査時において、草刈り対応を確認いたしました。しかし、今回の要望を機に9月27日に再度、現地を調査しましたところ、空き地の周囲部分に雑草が茂っている状況を確認しました。確認後の当日、所有者宅に訪問をしましたが不在であったため、9月30日付にて所有者へ指導文書を送付しました。引き続き、所有者の対応に向けて指導を継続してまいります。</p> <p>(環境生活課)</p> <p>地域の皆様には、毎年、環境美化活動に御尽力をいただきありがとうございます。</p> <p>御要望の、栄町高砂線・浜道線の雑草の除去につきましては、9月27日に作業は終了しております。今後も状況を確認しながら、対応いたします。</p> <p>(道路維持課)</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 【寿町1丁目2-1の裏の空き地について】 10月下旬、現地確認を行い草刈り対応を確認しました。</p> <p>(環境生活課)</p>	B	<p>環境衛生部 環境生活課</p> <p>都市建設部 道路維持課</p>
	都	32	<p>【大町1丁目1と1丁目4の道路整備】 大町寿町内会</p> <p>路面の凸凹の部分の補修。 砂利が一部路面に出て来て、きれいに補修願います。</p>	<p>御要望の、新1条道線の補修につきましては、通行の支障とならないように、適宜補修を行ってまいります。</p>	B	<p>都市建設部 道路維持課</p>

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	33	<p>【錦町、表町の歩道縁石の雑草の除去】 大町寿町内会</p> <p>錦町、表面の道路脇の雑草の除去をお願いします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 地域の皆様には、毎年、環境美化活動に御尽力をいただきありがとうございます。 御要望の、錦町、表面の道路脇の雑草の除去につきましては、今年も、10月中に実施する落葉清掃と合わせて作業を予定しております。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>雑草の除去は、令和元年9月末に完了しました。</u></p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>都市建設部 道路維持課</p>
	都	34	<p>【凍結路面对策について】 糸井南町内会</p> <p>小糸井1-5-20(ネットヨタ樽前)と糸井69-5(ラーメンの山岡家)間の国道36号線との合流交差点前道路は、短い距離間の中で勾配がきつく冬期間は凍結路面の発生によりスリップ等が起き交通障害の状況が発生しやすく交通安全の観点からも不具合箇所になっています。 道路舗装等などの改修改善により凍結路面が発生しにくい路面維持を望みます。</p>	<p>御要望の、小糸井3号線につきましては、改修に向けて検討してまいります。それまでの間は冬期間の路面状況を確認して、凍結路面防止剤などの散布を行って改善を図ってまいります。</p>	<p>C</p>	<p>都市建設部 道路維持課</p>

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	35	<p>【生活道路の改良補修工事について】 糸井南町内会</p> <p>町内会の生活道路も何年かにわたる補修改善により、雨水対策を含めて生活環境道路も整備されました。しかしながら、当町内会にはまだ整備されていない道路があり、雨水対策を含め支障等が発生しやすい状況道路があります。生活の主たる道路であることから環境改善の面からも早急な改良工事施工を要望します。</p> <p><要望箇所> ①協和製菓からマルシン木工までの道路整備…簡易舗装済・側溝雨水対策未整備 ②奥口自動車販売付近の道路整備(イトンスクエア前含)…未舗装・側溝雨水対策未整備</p>	<p>御要望の、①の道路につきましては、私道のため、土地所有者などが維持管理することとなりますので、御理解ください。</p> <p>また、②の道路につきましては、私道と公衆用道路となり、私道については、所有者などが維持管理することとなりますので、御理解ください。公衆用道路につきましては、今年度は2回の砂利道整正を行っておりますが、今後も路面状況を確認しながら、より適正な維持管理に努めてまいります。雨水対策などにつきましても、状況を確認しながら検討してまいります。</p>	C	都市建設部 道路維持課
	都	36	<p>【道路清掃ならびに除雪の柔軟な対応について】 糸井南町内会</p> <p>小糸井町1-5-15付近のT字路交差点は、一昨年より冬季滑り止め砂利BOXを要望から設置いただきました。よって冬期間その散布によりその近辺の縁石付近は、他箇所より堆積物が多くなり降雨時の雨水等の流れが悪くなっています。雪解け春先の恒久的な清掃体制の確立を要望します。</p> <p>併せて、冬期間の除雪について除雪基準の観点からなかなか除雪されないのが現状であり、累雪降雪による除雪もなされません。各種道路は通学路にも指定されており、交通安全の観点からも柔軟なる対応を要望します。</p>	<p>御指摘の道路清掃につきましては、今後、道路路面清掃の路線に追加して対応してまいります。</p> <p>また、通学路などの対応につきましては、降雪・路面状況を確認し、通行に支障のないように努めてまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	42	<p>【北光町3丁目生活道路の整備について(継続要望)】 北光町町内会</p> <p>①北光町3丁目住宅南側バス通り、②バス通りに付随する北側の歩道、及び③同バス通りの1本北側の東西道路の路面劣化が進んでいます。 昨年度は北光町3-4間の南北道路の改修(107m)が完了しました。ありがとうございます。来年度以降も計画的な改修をご検討下さい。 また、上記以外でも、雨水や雪解け水が溜まる、工事後の凸凹がひどい、といったところが散見されます、パトロールの上改修をお願いします。</p>	<p>今年度は、北光17号線(107m)の整備改修を行っており、今後も、現地調査の結果を基に、路面の劣化を判断して整備改修を図ってまいります。 また、凹凸などにつきましても、通行に支障がないように適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	43	<p>【冬期降雪時の除雪、排雪について】 北光町町内会</p> <p>今年も降雪の時期がやって来ます。大雪のとき市は除雪に大変でしょうが地域住民もそれなりに難儀しています。 生活道路の除排雪、凸凹道路や凍結道路の解消に努めていただくようお願いします。 通行に支障をきたすようなところがあればお知らせしますので、速やかな対応を今年もよろしくをお願いします。</p>	<p>除雪につきまして、御理解・御協力ありがとうございます。 御要望の件につきましては、道路パトロールを行い通行に支障のないように努めてまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	44	<p>【居住区域内の道路整備について】 日新草笛町内会</p> <p>当町内会(日新町1丁目・6丁目)の居住区域内の道路は、経年や凍害等により凸凹が多く、排水溝も路面より上になっている箇所もあるため、雨が降ると水溜まりが出来やすく、車が通ると泥水を跳ね上げる等で通行人に泥水が掛かる等、生活に支障を来している状況である。 一部道路の補修を実施されている箇所もあるが、排水溝を含む生活道路整備の早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>生活道路の整備につきましては、今後整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は排水溝の高い部分や水溜まり箇所を、道路パトロールなど行い、適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	47	<p>【もえぎさくら公園(町内西側)遊歩道の改善策について】 もえぎ町町内会</p> <p>30年余前、旧沼尻川が落差の大きい、学童の遊び場として危険地域であると指摘を受け、長年願出て、ボックスカルバートで埋設して、巾14M・長さ500Mに及ぶ公園用地が生まれた。協働事業として遊歩道を設置、さくら等植樹し、公園化を目ざしていましたが、遊歩道の雑草対策が難しく、取り組んで30年近くなりますが散策の出来るに至っておりません。担当職員の皆様も懸命に取り組んでおられます。作業手伝の町内の皆さんも高齢となり、費用のかかる事ですが改善策・予算化をご検討頂けますようお願いいたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 もえぎさくら公園との愛称で町内の方々に親しまれている沼尻緑地は、かねてより町内会の皆様の御尽力により環境改善が図られており、感謝を申し上げます。御要望の遊歩道の改善については、今年度、一部区間において、雑草の抑制や歩きやすさを考慮した改良工事を試験的に実施し、改善効果の検証をしたのち、問題がなければ改良工事を継続的に進めてまいります。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>遊歩道の一部区間の試験施工は、令和元年11月26日に完了いたしました。</u> <u>今後、春から夏にかけて改善効果を確認し、問題がなければ、令和2年度も改良工事を実施する予定です。</u></p>	B	都市建設部 緑地公園課
★	都 教	48 2	<p>【緑小学校校舎改築に伴う交通安全対策について】 日の出三光町内会</p> <p>緑小学校の改築工事は平成30年度から校舎改築が施工され、令和元年6月には新校舎が完成し、2学期から環境の整った校舎で授業が始まり、子供たちの笑顔あふれる姿が想像され、当該地域に住むものとしこれまでのご労苦に感謝いたしております。今後は令和2年度までグラウンド整備が施工されるものと思われませんが、引き続き歩行者・通行車両の交通安全対策には万全を期していただきますようお願いいたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 緑小学校につきましては、平成29年度から改築工事を進めており、この6月に校舎の完成を迎えることができました。皆様の御理解と御協力に深く感謝申し上げます。今年度も旧校舎の解体と外構の整備工事を行っておりますが、これまで同様、歩行者・通行車両への交通安全対策はもちろんのこと、地域の皆様に御迷惑をお掛けすることのないよう万全を期してまいります。引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>【今後の工事予定】 令和2年度グラウンド整備工事</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>令和元年度の工事は、令和2年2月3日に完了いたしました。</u> <u>令和2年度は、グラウンド整備工事を実施する予定です。</u></p>	B	教育部 施設課 都市建設部 建築課 設備課 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	51	<p>【公園の健康遊具の配備について】 新開明野元町町内会</p> <p>公園遊具の保守点検との関係から早急な配備は難しいと思いますが、高齢者の運動不足や生活習慣病から体を守るための健康遊具設置を平成29年度に要望しましたが、その際「健康遊具の設置は、遊具の点検結果や公園リニューアルの時期を見極めながら、今後、町内会と協議させていただきます。」との回答でした。その後の全市的な配備状況と今後の配備計画について教えてください。</p>	<p>公園の遊具につきましては、遊具の点検結果や公園施設の長寿命化計画に基づき随時更新を進めており、利用者の安全・安心を確保するため、主に公園の開設時期が古い西側や中央地域の整備を進めているところです。</p> <p>御要望の件につきましても、今後の公園の更新時期に合わせて対応してまいります。現時点では、まだその時期をお示しすることはできませんので、近傍で健康遊具が設置されている、ゆたか公園や緑葉公園などを御利用ください。</p>	B	都市建設部 緑地公園課
	都	52	<p>【公園内の設備について】 柏木町町内会</p> <p>下記公園内のトイレは子供を中心に利用者が多くいますが、設備が古く狭くて使用しづらいと子供の親からの苦情が寄せられています。また、青空幼稚園児の散歩コースにもなっています。つきましては下記公園内のトイレの増改築を含めた見直しを、お願いいたします。</p> <p>1) 柏木町2丁目、豊陵公園は子供たちの遊びの場であり、また少年野球の練習や、野球大会なども行われておりトイレを利用する人が多くいます、子供だけでなく観戦する大人の方も利用していますが同じく狭くて使用しづらいと苦情が寄せられています。トイレの改修をお願いいたします。</p>	<p>市では、これまでも老朽化した公園トイレについて、順次、バリアフリー化と合わせた改修を進めてまいりました。</p> <p>御要望の豊陵公園のトイレにつきましても、御指摘のような利用実態を把握しており、利用する皆様が使いやすいトイレとなるよう、今後改修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	都	62	<p>【北光町未来の森公園整備について】 北光町町内会</p> <p>当該公園に遊具及びパークゴルフ場を設置して欲しいとの要望を24年度、25年度と提出させていただいた。遊具は住宅の張り付き状況や公園利用者の人数・層を把握し整備を検討していく、パークゴルフ場は市中部地域に5箇所あることから設置しない(人口1万人に1箇所の割合から)との回答でした。</p> <p>5年が経過した今、地域の人口の増加(子育て世代の増加)や公園の利用状況(北光2丁目公園だけでは遊具が不足)等から、遊具及びパークゴルフ場の設置を再度ご検討いただきますようお願いします。</p>	<p>北光町未来の森公園につきましては、借地方式による公園として整備しており、これまで公園敷地を返却する際に撤去が大掛かりとなる施設等の設置は行っておりませんでした。</p> <p>しかしご要望の通り、近年、公園周辺の住宅開発が進み、人口増加による公園利用者の増加も見込まれますことから、今後、土地所有者と協議のうえ、町内会のご意見を伺いながら、施設等の整備について検討を進めてまいります。</p>	B	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
★	都 市	63 5	<p>【共同住宅の町内会加入促進について】 日の出三光町内会</p> <p>共同住宅の町内会加入促進は単に入居者と町内会のみで加入促進を進めるには課題が多くあります。よって、共同住宅の加入促進は建築主、建築施工者、共同住宅管理者、及び入居者等が共に地域づくりの担い手として相互に協力する関係づくりを築くことであるとともに、地域の防犯環境整備に町内会が担っている防犯灯の維持管理は地域に住むすべての方が安全安心を享受しており応分の負担を担うべきと考えます。</p> <p>以上のことをさらに実効あるものとするため、「苦小牧市共同住宅等に関する建築指導要綱」に示されている、第1条(目的)、第4条および2(建築計画・ごみ箱の設置等)、第5条(管理)、第6条(事前協議)、第7条(近隣住民への説明)を主旨に条例制定の検討を要望いたします。</p>	<p>従来までは、本要綱に基づき共同住宅建築時の事前協議に併せて、建築主宛に入居者向けの町内会への加入依頼や活動内容を紹介した文書をお渡しし、加入促進等の働き掛けを行ってまいりました。</p> <p>今年度からは、更なる取組の推進を目的として、本要綱を一部改正し、町内会等への加入促進という項目を新たに設け、建築主等が入居者の町内会への加入に関して、当該地域の町内会と協議することを明記し、町内会加入の取組について、理解を深めていただいております。合わせて、不動産関連団体に対しても、共同住宅入居者の町内会加入について理解していただけるよう、取組を強化してまいります。</p> <p>条例化につきましては、本要綱における町内会に関する部分を主旨とした内容で条例化するよりも、町内会活動に関することとして条例を検討をすることの方が、町内会と市にとって望ましい方向になるのではと考えております。</p> <p>現在、町内会に関する条例を制定している他市の状況を見ますと町内会加入促進や活性化を目指しているところが多く、町内会等に対する市の責務を明確に示す一方で、住民や事業者における地域コミュニティに参加するための努力義務などがうたわれております。このことから条例の制定は、町内会活動の活性化の推進に向けた役割が明文化されることなどにおいては、本市においても大変参考にすべき点があるものと考えております。町内会活動につきましても、総合計画の筆頭に地域活動の促進を掲げており、非常に重要視しております。しかし、町内会はあくまでも任意団体であり、加入を義務づける大元の法律がないのが現状です。</p> <p>本市としましては、現段階における可能な限りの町内会活動の活性化対策を進めながら、条例化についても、町内会活動の活性化についてのあり方などを含めた中で、他の自治体の事例等を参照としながら、調査研究してまいりたいと考えております。</p>	B	<p>市民生活部 市民生活課</p> <p>都市建設部 建築指導課</p>

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
★	都市	64 16	<p>【建物の外壁はがれ】 大町寿町内会</p> <p>①大町1丁目4-3(スイートピー店)の西側の壁はがれ落ちて、親不孝通りに面しているので危険、対処願います。 ②大町1丁目2-18(空き家)西側の壁はがれ落ち隣りの大町稲荷神社の物置に当たりそうです。対処願います。</p>	<p>①現地調査の結果、西側の外壁が剥がれ落ちていることを確認しましたので、建物の所有者に対し、適切な維持管理を行うよう依頼を行っております。 (建築指導課)</p> <p>②当該、空き家につきましては、市の所有ではないことから、市が直接対処することができない状況です。現地調査の結果、東及び西側の外壁の一部が剥がれ落ちていることを確認いたしましたので、現在、所有者に対し、適正な管理を行うよう依頼を行っております。 (市民生活課)</p>	B B	<p>都市建設部 建築指導課</p> <p>市民生活部 市民生活課</p>
★	都産	65 2	<p>【勇払地区の人口増対策】 勇払自治会</p> <p>苫東地区への進出企業の社宅誘致並びに市営住宅の新築。</p>	<p>苫東地区への進出企業の社宅誘致につきましては、企業において社宅の建設が計画される際には、市としても幅広い情報提供に努めさせていただきたいと考えておりますので、御理解願います。 (港湾・企業振興課)</p> <p>本市では、将来の人口動向や財政状況等を見据え、平成30年3月に「苫小牧市営住宅整備計画(計画期間:平成30年度～令和19年度)」を策定し、今後の市内全体における市営住宅の適正な供給戸数についてお示しをしております。 この計画では、市内全体における市営住宅の供給戸数を現在の273棟・7,113戸から令和19年度までに136棟・4,980戸へ集約を進めることとしており、勇払地区におきましても、中層住宅の建替えや平屋住宅の解体等を含め、現在の19棟・242戸から2棟・103戸へ集約を進めていく計画となっております。 ただし、本計画は令和19年度までの中・長期的な計画となっておりますので、今後、市営住宅を取り巻く社会情勢に変化が生じた場合等には、適宜、計画の変更について検討を進めてまいります。 (住宅課)</p>	C C	<p>産業経済部 港湾・企業振興課</p> <p>都市建設部 住宅課</p>

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課									
	都	66	<p>【政策空家入居停止措置助成について】 大成町公住町内会</p> <p>期間:平成30年6月から3年間 例棟:はなしょうぶ1棟自治会</p> <table border="0" data-bbox="398 331 996 432"> <tr> <td>1か月共益費</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町内会費、自治会費</td> <td>200円</td> <td>計1,400円</td> </tr> <tr> <td>排水管、清掃積立金</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </table> <p>令和元年7月～9月15日まで49空室。自治会居住者の少子高齢化の為、自治会活動費の値上げも出来ない状況で平成12年から1,400円の会費を維持するため平成29年4月28日に、エレベーター昇降水の汲み上げ動力200V、34kw基本料金40,814円を電子ブレーカー設置で200V、22kw基本料金26,409円月額14,405円の節電、廊下、階段、ピロティー従量電灯Cをeタイム3システムに改善し、月額11,004円の節電を実施、居住者からの会費値上げは阻止出来ました。</p> <p>電子ブレーカー設置324,000円、eタイム3システム改善162,000円、計486,000円支払いで大変でしたが、平成28年度電気料支払い1,440,000円が平成29年度1,143,625円、平成30年度1,109,825円に節電の効果が上がっております。</p> <p>その後、平成30年8月16日、北ガスによるエレベーター昇降、水の汲み上げ動力の使用電気の節電契約をして、より一層の節電をしています。</p> <p>今回の市役所からの入居停止措置で自治会、町内会活動が支障をきたす恐れが、すでに出て来ており、空家がすでに17部屋で、これから25部屋になると420,000円以上の収入減になり、自治会、町内会活動が出来なくなります。市からの助成がなければ活動が継続出来ません。</p> <p>何卒、精査し助成がなりますように切にお願いをいたします。</p>	1か月共益費	1,000円		町内会費、自治会費	200円	計1,400円	排水管、清掃積立金	200円		<p>現在、市営住宅の解体、建替えや大規模改修等による入居者移転の目的等で新たな入居を停止している住棟においては、入居者が負担する共用廊下やエレベーター等の電気料金について、空家の実額相当分を四半期ごとに、当該自治会に対してお支払いをしております。</p> <p>また、雑排水管清掃については、今後、移転先として活用する住棟の場合は、清掃実施時における空家分の清掃費用を市が負担することとしております。</p> <p>入居者負担となる空家分の負担措置については、今後も現行制度を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。</p>	C	都市建設部 住宅課
1か月共益費	1,000円														
町内会費、自治会費	200円	計1,400円													
排水管、清掃積立金	200円														

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	都	67	<p>【24時間換気について】 若草団地町内会</p> <p>H26年に若草団地に全世帯が引っ越してきましたが、今まで住んでいた(日新町)にはない24時間強制換気があります。そのおかげで、カビ、湿気がほとんどありませんが、その換気口と関連する箇所の掃除をするために1年半か1年に一度とされており、問題があるように思います。苫小牧には専門的に施行してくれる業者がなく、これまで3か所の業者を転々としました(そのうち1件のみ苫小牧)。安心して24時間換気の掃除をしてくれる業者を苫小牧に造ってください。</p>	<p>入居者の皆様には、24時間換気システムのほか、暖房器具、レンジフードといった各室内の附帯設備の清掃等、快適な居住空間を維持するための日常的な管理をお願いしております。</p> <p>個人での清掃等に不安な方につきましては、施工可能な業者を御案内するなどの対応をさせていただきますので、住宅課まで御連絡をお願いいたします。</p>	C	都市建設部 住宅課
	都	68	<p>【若い世帯が家賃が高くて住めない現状を検討、善処してほしい】 若草団地町内会</p> <p>市住は低所得者の為の住宅といわれている。これから先年金生活者や低所得者が主な入居者となり、若い人の入居は難しいとの事でした。しかし、地域活性化や、子供の多い地域を目指すには、若い世帯が欠かせません。家賃が高額になったとの理由で退去する若い世帯が絶えません。</p> <p>若い世帯も安心して住んでもらえる様な家賃体制など、ぜひ検討していただきたいです。</p>	<p>市では、若年層の入居促進のため、平成29年度から新婚世帯枠を設置してまいりましたが、入居要件となる収入基準や家賃体系については、公営住宅法等で定められており、入居時には基準内の収入の方であっても、一定の入居年数を経過後に収入基準を超えた場合は、割増賃料が加算され、明渡し努力義務が生じることとなります。こうしたことから、若年層に特化した家賃制度の創設は難しいことを御理解願います。</p>	D	都市建設部 住宅課